

安定的な国民健康保険制度を目指して!

～収納対策緊急プランを策定～

国民健康保険(国保)は、助け合いの医療保険制度です。医療費は増大する一方で、近年の社会情勢や経済の低迷により国保税収納率は低下しています。安心して医療が受けられる制度を持続させるため、国からの指導により収納対策緊急プランを次のように策定しました。

1.滞納状況の解消について

- (1) 国民健康保険税を滞納している場合、保険証の有効期限が短くなり、最終的には保険証の交付を中止し、資格証明書※を発行し、制度の理解と滞納の解消を図ります。
- ※資格証明書はかかった医療費をいったん全額自己負担しなければなりません。

- (2) 財産調査や電話催告及び個別訪問による接触の機会などを活用し、滞納者の実態把握調査を強化し、生活保護の必要性がある場合には、生活保護課と連携し実態に即した対応を行います。

2.徴収方法の改善について

- (1) 所得階層・年齢及び地域別に滞納原因の分析を行い、それぞれに合った徴収方法で対応します。
- (2) 徴収率の低い地域には、徴収困難原因の分析後、対応策を検討し徴収強化を図ります。

3.滞納処分の実施について

- (3) 水曜日を除く平日は夜間の窓口を午後8時まで開き、納税相談時間の延長や催告業務の強化に努めます。
- 滞納者の財産調査を行い、資力があるにも関わらず納付意思のない滞納者については滞納処分を随時執行します。

困ったときはご相談を!

国民健康保険課では、病気や失業などの事情により納期限までに国保税を納付できない方のために納税相談を行っております。お気軽にご相談ください。

- (1) 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
(2) 失業等により生活が困難になったとき
(3) 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
(4) 災害(火災・風水害)または盗難にあったとき



問合せ:国民健康保険課 滞納整理係 ☎893-4411(内線142~145)

印鑑登録の申請方法についてご確認ください!



○登録できる方

宜野湾市に住所登録のある15歳以上の方(※但し、成年被後見人は登録できません。)

○登録できる印鑑

住民基本台帳に記録されている「氏名」、「氏」、「名」、若しくは「通称名」、又は「氏の頭文字と名の頭文字を組み合わせたもの」で表されているもの。※但し、同一世帯で同じ印影の印鑑登録はできません。※材質、大きさが一般的でないものはお問い合わせ下さい。

○申請方法と持参するもの (登録受付時間 8:30~11:45、13:00~17:00)

- 本人申請(原則)**:登録する印鑑、官公署発行の顔写真付身分証(運転免許証等)
※官公署発行の顔写真付身分証以外の身分証(保険証等)をお持ちの方は、登録までに約1週間の期間を要します。
- 代理申請**:代理権授与通知書(規定の様式有)、本人の登録する印鑑、代理人の身分証(運転免許証等)
※郵送で本人への意思確認を行うため、登録までに約1週間の期間を要します。
- 保証人登録**:本人の登録する印鑑、保証人の登録印
※宜野湾市において既に印鑑登録されている方を保証人として登録する方法です。登録申請書の保証人欄に保証人の署名・押印(登録印)のうえ申請を行って下さい。

印鑑登録後、登録番号を記載した“ぎのわん市民カード(印鑑登録証)”を交付します。

“ぎのわん市民カード(印鑑登録証)”をお持ちでない場合は、印鑑登録証明書の申請はできませんのでご注意ください。

問合せ:市民課市民係 ☎893-4411(内線108・109)